○デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上

3　最大送信電力が二〇デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）を超え二四デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）以下のもの

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から（±）一〇MHz及び（±）二〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から（±）一二・三七五MHz及び（±）二二・五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzのものにあつては希望波の周波数から（±）一四・七五MHz及び（±）二五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzのものにあつては希望波の周波数から（±）一七・一二五MHz及び（±）二七・五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ（一）四デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上

4　最大送信電力が二〇デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）以下のもの

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から（±）一〇MHz及び（±）二〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzのものにあつては希望波の周波数から（±）一七・一二五MHz及び（±）二七・五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ（一）三六デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上

注1　二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(1)　二の搬送波の周波数がともに三・四GHz以上三・六GHz以下の場合

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(2)　一の搬送波の周波数が設備規則第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている基地局の周波数である場合

各搬送波におけるこの表の基準感度の値に〇・五デシベルを加えた値を満たすこと。

(3)　(1)及び(2)に掲げるもの以外

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

2　二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(1)　二の搬送波の周波数がともに三・四GHz以上三・六GHz以下で二の搬送波が隣接する場合

ア　二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと五MHzの組合せのとき。

基準感度より九デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）一二・五MHz離れた周波数において（一）五六デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）及び（±）